

第1回 栃木市入札適正化委員会 議事概要

- 日時 平成30年9月12日(水) 午後1時38分から午後3時7分
- 会場 栃木市役所 3階 301会議室
- 出席者 委員 小林委員長、飯島副委員長、児玉委員、諏訪委員
事務局 総務部長
契約検査課長
契約検査課副主幹兼検査係長
契約検査課契約係長
契約検査課契約係職員2名

- 議題 (1) 委員長及び副委員長の選任について
(2) 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告
(3) 抽出事案についての審議
(4) 平成30年度からの入札契約制度について
(5) その他

○会議の概要

- (1) 委員長及び副委員長の選任について

互選により、委員長に小林氏、副委員長に飯島氏を選出。

- (2) 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告

委員長： 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告を願いたい。

事務局： 入札及び契約手続きの運用状況等について資料に基づき報告。

発注工事状況

(平成30年2月1日から平成30年7月31日)

総契約件数 109件 落札率96.16%

内訳 条件付き一般競争入札 35件 落札率96.33%

指名競争入札 74件 落札率95.98%

指名停止の運用状況一覧 3件

談合情報対応状況 0件

委員長： 報告された件について、質問、意見はあるか。

委員： 独占禁止法違反で資格停止になったということだが、基本的に公正取引委員会
が刑事告発した段階でこういった資格停止の処分となるものなのか。

事務局： 本市では競争入札指名停止基準の運用基準を定めており、運用基準では公正取
引委員会による刑事告発があったときという基準がある。それに今回この業者が

該当したという状況が確認されたため、指名停止に至ったということである。

委員長： 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告については、了承ということ
でよろしいか。

<<一同了承>>

(3) 抽出事案についての審議

委員長： 抽出を担当された委員より抽出理由の説明をお願いしたい。

委員： まず、条件付き一般競争入札では、No. 17とNo. 35を抽出した。No. 17は、予定価格が非常に大きい、事業規模を理由として抽出した。No. 35はNo. 34にも同じ項目があり、一度、不調になっており、再度行われた結果、落札に至っている。参加事業者が1社のみということで落札率も99%と非常に高いということもあり、抽出した。

指名競争入札では、No. 20とNo. 63を抽出した。No. 20は予定価格、事業規模が大きいということと、落札率が低いということで抽出した。No. 63は、落札率が低いということが気になり、抽出した。

委員長： 審議については、1件ずつ進める。

はじめに、抽出案件①北部健康福祉センター（仮称）新築建築工事について、事務局の説明をお願いしたい。

事務局： 抽出事案①北部健康福祉センター（仮称）新築建築工事について、資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、落札金額、落札率）～

委員長： 説明された件について、質問、意見はあるか。

健康福祉センターというと、どういうことに使われる施設なのか。

事務局： 建設の経緯については、大平地域、藤岡地域にはそれぞれ入浴・トレーニング施設があり、そういったものが都賀地域、西方地域にはなく、地元から建ててほしいという要望があったこと。また、都賀地域、西方地域に元々ある保健センターを統合し、北部健康福祉センターとしてこの場所に建てるということになったものである。開館後については、トレーニング施設、入浴施設、集団検診を行う施設として利用する予定である。

委員長： お客様が来て何かをするという施設でもあるのか。

事務局： 集団検診に利用されるということはある。

委員長： ラジオ体操をやったりするのか。

事務局： ラジオ体操をやるかどうかまでは不明だが、健康づくりのための教室などが開

かれるのではないかと考えている。

委員長： まだ仮設も始まっていないのか。

事務局： 本案件は、開催中の議会で議決を要する案件であり、まだ現在のところ仮契約の段階で本契約に至っていないため、工事には着手していない。

委員： 10億円規模の施設整備は年何件くらいあるのか。あるかないかくらいか。

事務局： あるかないかくらいである。

委員： だいたいこれくらいの規模だと共同企業体で請負うという形になるのか。

事務局： 本市の建設工事共同企業体の基準により、建築一式工事については、概ね予定価格3億円以上、設備工事については、概ね1億円以上の場合にはJVにより入札をするということになっているため、それにしただって今回JVで発注したということである。

委員長： それでは、本件については了承ということによろしいか。

<<一同了承>>

委員長： 次に、抽出事案②コミュニティFM放送難聴地域解消対策工事について、事務局の説明をお願いしたい。

事務局： 抽出事案②コミュニティFM放送難聴地域解消対策工事について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、落札金額、落札率）～

委員長： 説明された件について、質問、意見はあるか。

副委員長： 要件緩和について、工期についてはともかく、技術者の資格要件については、当初は1、2級の無線技士を要件に入れており、その後、不調に終わったということで、資格要件をはずしたということであるが、必要性があって入れた技術者要件をはずしたことは特に問題はないのか。

事務局： 配置技術者の要件については、当初は、第1、2級の陸上無線技士を配置技術者の要件としていたが、不調になり、発注担当課で、設計会社に配置技術者の要件等を確認し、配置技術者を置かなくても施工は可能ということであったため、2回目の入札では、陸上無線技士を資格要件とはせず、入札を実施したという状況である。

委員： そういうことであれば、最初から入れる必要はなかったのではないか。

委員： 工期に関しても、170日を300日にとということであるが、これも実際の業者の意見を参考にしたということなのか。

事務局： 不調になった後、業者から発注担当課に最初の170日という工期では、そもそも機器の製作期間しかとれないという話があったため、そういったことを勘案

して、2回目は300日に延長したということである。

副委員長： 要件を2つ緩和しても1者だったということはやはり、1回目が不調に終わったのはこの2つの要件だけではないと考えられる気がするが、そのあたりは検討したのか。

事務局： いくつか今回の工事をできそうなところに発注担当課であたったが、発注した時期が2月末から3月頭だったため、配置できる技術者がいなくて仕事に携われないということで、結果的に1者のみであったと考えている。

副委員長： 価格の面では何か問題はなかったのか。

事務局： 不調になった後、担当課において設計のほうも見直したわけだが、価格においては、変動がなかったということである。

委員長： 結果として、1者だけになったけれども、要件にあう企業が何社かあるということは、事前に確認、調査などを行っているのか。

事務局： 今回の件については、入札参加の要件として、電気通信で、総合点数800点以上としたが、そのように絞った中で79者という数で、その中でも、実際に放送の分野をできる業者がいくつかいることは確認したうえで発注はしている。

委員長： 図は難聴地域の分布か。

事務局： 資料の①から⑦あたりが聴き取りづらいということと、今回の工事は主に⑨の三鴨中継局から東側の部分が聴き取りづらいということだったので、これを解消するための工事となっている。

委員長： 業者の名前をみているけれども、かなり専門性の高い仕事でどこでも請負えるという仕事ではない。難聴地域は広域になっており、入札に出す前にこの分布を調べておかなければならないわけであるが、それは栃木市独自でできるわけではなくて、どこかに頼むのか。

事務局： そちらの業務については、この工事を発注する前の調査と設計業務の方で調査をして、今回の工事を発注したということである。

委員長： 放送難聴地域の解消対策工事というのは、市の仕事でやらなければならないものなのか。

事務局： そもそもコミュニティFM放送というのは、FMからの放送であり、一番の目的とするところが、災害情報を伝えるためである。そういった情報が確実に行き届くようにするための工事である。

補足だが、この設備は市でつくった設備であり、何年か運用していく中で、聞きづらい地域があることが確認できたため、今回の工事を行うこととなった。設備そのものは市の設備で、放送の運営自体はケーブルテレビ株式会社に委託をしている。

委員長： それでは、本件については了承ということによろしいか。

<<一同了承>>

委員長： 次に、抽出事案③新大平下駅前地区都市再生整備計画事業新大平下駅西口自転車駐車場整備工事について、事務局の説明をお願いしたい。

事務局： 抽出事案③新大平下駅前地区都市再生整備計画事業新大平下駅西口自転車駐車場整備工事について、資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理由及び経緯（工種、格付、建設業の許可、指名業者数）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～

委員長： ただいまの説明について、質問、意見はあるか。

委員： 全部で何台駐車できるものか。

事務局： 自転車200台分である。

委員： 2棟で合わせて200台か。

事務局： そのとおりである。

委員長： それでは、本件については了承ということよろしいか。

<<一同了承>>

委員長： 次に、抽出事案④漏水に伴う配水管布設替工事（2工区）について、事務局の説明をお願いしたい。

事務局： 抽出事案④漏水に伴う配水管布設替工事（2工区）について、資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理由及び経緯（工種、格付、建設業の許可、指名業者数）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～

委員長： ただいまの説明について、質問、意見はあるか。

副委員長： 今回の案件がNo. 63で落札率が86.94%で、同じような工事がNo. 64にもあり、漏水に伴う配水管布設替工事で、これも同じ様に89.17%と同じような工事、同じような条件で落札しているようだが、この工事に関してこれだけ落札率が低く出るというのは、予定価格が高すぎたとか、何か考えられるような事情があったのか。

事務局： No. 64の漏水に伴う配水管布設替工事（1工区）については、No. 63の案件と分割して同時に発注した案件であり、早期にこの漏水の復帰を行いたいということで、工事を2つに分けて同時に発注したものである。

指名業者についても、同じ業者を指名しているため、落札率についても同じようなものになっていると思慮しているところである。

委員： 1工区と2工区は発注の時期は同じか。

事務局： 同じ開札日である。

委員： 同じような事業者が応札しているということか。

事務局： 同じ業者を指名している。

委員：例えばこの業者は、2工区では、高く応札して、1工区では低く応札しているようだが、どういうことが考えられるか。

事務局：2工区の工事の落札者は、近接工事ということで、両方落札ができないような指名通知をしている。両方とも同じ値段くらいでできるとしても、どっちみち両方はとれないという考えを応札者はもっていると思われるので、どちらかとりたいうほうに一生懸命になってくるという考え方があるのではないか。

委員：この6つの応札者は、それぞれどこの地域の会社か。

事務局：今回指名した業者はすべて岩舟地域の業者である。

委員長：それでは、本件については了承ということによろしいか。

<<一同了承>>

(4) 平成30年度からの入札契約制度についての審議

委員長：事務局から説明をお願いしたい。

事務局：栃木市低入札価格調査制度事務処理要綱及び栃木市最低制限価格制度事務処理要綱の一部改正について資料に基づき説明。

委員長：説明された件について、質問、意見はあるか。

委員：協議会モデルに準拠していない自治体はあるのか。また、県要綱に準拠していない自治体はあるのか。だいたいどの自治体もこのように同じような基準で要綱をまとめているのか。

事務局：ほぼ準拠しているものであると思われるが、基準となるモデルが毎年改定されるものではなく、今の栃木市の現状は平成28年の古いモデルであったりするように、古いモデルに準拠している自治体もある。あるいは、それさえも準拠しておらず、独自のモデルで行っている自治体もあるのではないかとと思われる。

委員：今回のモデルが改定された主旨、また県要綱が改定された主旨というのはどういうものか。

事務局：モデルの改定の主旨については、労働者の賃金の確保が目的となっている。また、改正(案)の(1)の建築工事及び設備工事は0.90をかける部分と(3)の建築工事及び設備工事は直接工事費に0.10をかけたものを加算するという考えについては、建築工事と設備工事は下請けの金額が直接工事費に算入されており、土木工事と同じように算定するために、直接工事費の10%分を(1)の直接工事費から(3)の現場管理費に移すという、考え方を変える意味で改正したということである。

委員長：本件については、了承ということによろしいか。

<<一同了承>>

(5) その他

— なし —

～ 終了 ～